

「特 別 養 護 老 人 ホ ー ム き た が わ 荘」

(事業所番号 4572100404)

運 営 規 程

社会福祉法人 豊 寿 会

特別養護老人ホームきたがわ荘運営規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊寿会が設置する特別養護老人ホームきたがわ荘（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 入所者に対し、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行う。

2 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

3 入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うものとする。

4 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村の高齢者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めることとする。

(入所定員)

第3条 施設の入所定員は75名とする。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第4条 施設に次の職員を置く。 〈 指定基準数 〉

(1) 施設長	1名
(2) 介護職員	23名
(3) 生活相談員	1名
(4) 看護職員	3名（機能訓練指導員と兼務）
(5) 機能訓練指導員	1名（看護職員と兼務）
(6) 介護支援専門員	1名
(7) 医師（嘱託医）	2名
(8) 栄養士	1名

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定数を超え又はその他の職員を置くことができる。

(職 務)

第5条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

一 施設長（管理者）

施設の業務を総括する。施設長に事故あるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が施設長（管理者）の職務を代行する。

二 生活相談員

入所者の入退所、生活指導及び処遇の企画立案、実施に関することに従事する。

三 介護職員

入所者の日常生活の介護、指導及び援助業務に従事する。

四 看護職員

医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

五 機能訓練指導員

入所者の機能回復に必要な訓練及び指導に従事する。

六 介護支援専門員

要介護者又は要支援者からの相談に応じ、その心身の状況等に応じて適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整に従事するとともに、入所者の生活指導及び処遇の企画立案、実施に関する業務に従事する。

七 医師

入所者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

八 栄養士

給食管理、入所者の栄養指導に従事する。

九 調理員

栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

十 事務員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

(事務分掌)

第6条 職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(会議)

第7条 施設の円滑な運営を図るため次の会議を設置する。

- (1)職員会議 (2)企画会議 (3)処遇会議 (4)食事委員会 (5)調理委員会
(6)その他施設長が必要と認める会議

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

第3章 入所者に対する施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(利用料及びその他の費用の額)

第8条 施設サービスの利用料は、入所者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額(介護報酬の告示上の額)を除いた金額(自己負担額)と居室と食事に係る標準自己負担額の合計金額とその他の費用の額とする。
【別紙料金表による】

① 基本料金

区分・要介護度	利用料	利用者負担額		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	5,890	589	1,178	1,767
要介護 2	6,590	659	1,318	1,977
要介護 3	7,320	732	1,464	2,196
要介護 4	8,020	802	1,604	2,406
要介護 5	8,710	871	1,742	2,613

② 加算料金とその要件

サービス利用料金に加え、次に示す要件に基づき加算をする。

- ・施設の体制及び利用者の状態により、算定される加算分を請求する。
- ・処遇改善加算のみ、1 ヶ月の所定単位数に対しての加算単位となる。

加算名	単位数	加算要件
初期加算	30 単位／日	入所した日から起算して 30 日以内の期間 30 日を超える入院後に再び入所した場合も含む。
日常生活継続支援加算 I	36 単位／日	介護福祉士の数が一定以上で、下記のいずれかを満たす場合 ・介護度 4、5 の割合が 100 分の 70 以上 ・認知症の方の割合が 100 分の 65 以上
サービス提供体制強化加算 II	18 単位／日	・介護福祉士の割合が常勤換算方法で 60 以上であること。 ※日常生活継続支援加算を算定する場合は算定されません。
看護体制加算 (I) 口	4 単位／日	常勤の看護師を 1 名以上配置していること。
看護体制加算 (II) 口	8 単位／日	看護職員の数で常勤換算方法で規定数より 1 以上であること。
安全対策体制加算	入所時に 1 回 20 単位	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること
夜勤職員配置加算	16 単位／日	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が基準を上回る場合。 認定特定行為業務従事者を 1 人以上配置していること。
看取り介護加算	72 単位／日 144 単位／日 680 単位／日 1280 単位／日	死亡日以前 45 日前～31 日前 死亡日以前 4 日前～30 日前 死亡日前日又は前々日 死亡日
介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数 × 14/1000	介護職員の更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境改善の取組をし、介護職員の処遇改善を進める。

③ 食費・居住費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合、施設利用・ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が軽減される。

《利用者負担段階》

対 象 者	利用者 負担段階	居 住 費		食 費
		多床室	従来型個室	
本人及び世帯全員（別世帯の配偶者も含む）が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者	第 1 段階	0 円	380 円	300 円
本人及び世帯全員（別世帯の配偶者も含む）が市町村民税非課税であるとともに本人の預貯金等の額が 650 万円（配偶者がいる場合は夫婦で 1650 万円）以下であり、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	第 2 段階	430 円	480 円	390 円
本人及び世帯全員（別世帯の配偶者も含む）が市町村民税課税であるとともに本人の預貯金等の額が 550 万円（配偶者がいる場合は夫婦で 1550 万円）以下であり、利用者負担第 2 段階以外の方	第 3 段階①	430 円	880 円	650 円
本人及び世帯全員（別世帯の配偶者も含む）が市町村民税課税であるとともに本人の預貯金等の額が 500 万円（配偶者がいる場合は夫婦で 1500 万円）以下であり、利用者負担第 2 段階以外の方	第 3 段階②	430 円	880 円	1,360 円
上記以外の方（市町村民税世帯課税である・別世帯の配偶者が市町村民税課税である・条件以上の預貯金等を保有している）	第 4 段階	915 円 全額負担	1231 円 全額負担	1,445 円 全額負担

※ 居住費については、入院又は外泊中でも料金をいただくこととする。ただし、入院又は外泊中のベッドを入所者の同意を得た上で、（予防）短期入所生活介護に利用する場合は、入所者から居住費はいただかない。

※ 新館の居室利用料には、1 日当たり一律 200 円を加算する。

二. その他の費用の額

以下のサービスは、利用料金の金額が入所者負担となる。

①特別な食事

ア 入所者の希望に基づいた特別な食事の提供に当たっては、必要なとき相談に応じる。

イ 利用料金：入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴う費用の実費

②理美容代

ア 理容師の出張による理髪サービス

月 1 回、利用料金 1 回あたり 2,000 円

イ 美容師の出張による理髪サービスはしない。必要な時は相談に応じる。

③貴重品の管理

入所者の貴重品管理サービスは、以下に掲げる内容のとおりとする。

ア 管理する金銭の形態

施設の指定する金融機関に預け入れている預金

イ 管理するもの

上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書、その他障害者手帳等。

ウ 管理上の責任者及び補助者の選定ならびに保管形態

貴重品管理を行う場合、施設に責任者及び補助者を決定し、印鑑と通帳は別々に保管することとし、入所者等との保管依頼書、個人別出納台帳等必要な書類を備え付けておくこととする。

エ 利用料金：1ヶ月あたり 100円

④レクリエーション、クラブ活動

入所者の希望するレクリエーション、クラブ活動に伴う費用（材料代等）の実費

⑤複写物の交付

入所者の希望する複写物の交付に要する費用 1枚につき10円

⑥日常生活上必要となる諸費用 実費

日常生活品の購入代金等入所者の日常生活に要する費用（おむつ代は除く）で、入所者が負担することが適当であると認められるもの。

⑦新館の居室料

新館の1日当たり居室料については 200円を加算する。

第4章 施設の利用に当たっての留意事項

（入退所）

第9条 入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し、自ら適切な便宜を供与するこ

とが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は指定介護保健施設を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じるものとする。

- 2 入所予定者の入所に際しては、本人の心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。
- 3 施設は、入所者について本人の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討するものとする。
- 4 前項の検討に当たっては、介護職員、生活相談員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議するものとする。
- 5 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、本人及び家族の希望、本人が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、本人の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。
- 6 施設は、入所者の退所に際しては、介護保険法に規定する居宅介護支援事業を行う者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（入所者の施設サービスに関する計画）

第10条 入所者の心身の状況、その置かれている環境等、入所者及び家族等が現に抱えている問題点を明らかにし、当該入所者について把握された解決すべき課題に基づいて、サービスの提供に当たる他の職員と協議の上、施設サービス計画の原案を作成することとする。

- 2 入所者の施設サービス計画について、介護支援専門員は施設サービス計画の原案について入所者に対して説明し、同意を得るものとする。
- 3 施設サービス計画は、実施状況の把握を行うとともに、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

（施設サービスの取扱方針）

第11条 施設は、入所者について本人の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、本人の心身の状況等に応じて、施設サービスを妥当適切に行うこととする。

- 2 サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮することとする。

- 3 施設職員は、施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行なうものとする。
- 4 入所者のサービス提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないこととする。
- 5 施設は、自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善をはかるものとする。

(介 護)

第 12 条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 施設は、1 週間に 2 回以上、適切な方法により入所者を入浴させ、又は清拭を行う。
入浴日は一般浴を火、木、土曜日とし、特浴を月、水、金曜日とする。なお土曜日及び日曜日に必要に応じて夜間入浴も行う。
- 3 施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行なう。
- 4 施設は、オムツを使用せざるを得ない入所者のオムツは適切に随時取り替えるものとする。
- 5 施設は、入所者に対し前各号に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。
- 6 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 7 施設は、入所者に対しその負担により当該施設の職員以外の者による介護を受けさせることはできない。

(食事の提供)

第 13 条 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮し、適切な時間に提供することとする。

食事時間は 朝 食 午前 7 時 45 分から
昼 食 午後 12 時から
夕 食 午後 5 時 15 分から

- 2 食事の提供は、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努めることとする。

(相談及び援助)

第 14 条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

第 15 条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うこととする。

- 2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、本人又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
- 3 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者及びその家族との交流等の機会を確保するよう努めることとする。

(機能訓練)

第 16 条 施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うこととする。

(健康管理)

第 17 条 施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。

- 2 施設の嘱託医は、その行った健康管理に関し、入所者の健康手帳に必要な事項を記載する。
ただし、健康手帳を有しない者についてはこの限りでない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第 18 条 施設は、入所者について病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって、入院後概ね 3 ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときには、本人及びその家族等の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入所することができるものとする。

(勤務体制の確保等)

第 19 条 施設は、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、従業者の勤務体制は次のとおりとする。

職 種	勤 務 体 制			
1. 施設長(管理者)	毎週月曜日～金曜日	8 時 30 分～	17 時 30 分	
2. 生活相談員	毎週月曜日～金曜日	8 時 30 分～	17 時 30 分	
3. 介護職員 (標準的な時間帯における最低配置人員)	早朝	7 時 00 分～	16 時 00 分	3 名
	C 勤	8 時 00 分～	17 時 00 分	1 名
	日勤	8 時 30 分～	17 時 30 分	1 名
	B 勤	9 時 30 分～	18 時 30 分	4 名
	遅出	10 時 00 分～	19 時 00 分	2 名
	夜勤	16 時 30 分～	9 時 30 分	3 名
4. 看護職員 (標準的な時間帯における最低配置人員)	早出	7 時 30 分～	16 時 30 分	1 名
	日勤	8 時 30 分～	17 時 30 分	1 名
	遅出	10 時 00 分～	19 時 00 分	1 名
6. 介護支援専門員	毎週月曜日～金曜日	8 時 30 分～	17 時 30 分	
7. 医 師	毎週木曜日	13 時 00 分～	14 時 00 分	
8. 管理栄養士	毎週月曜日～金曜日	8 時 30 分～	17 時 30 分	
9. 調理員	早出	6 時 30 分～	15 時 30 分	
	日勤 A	8 時 30 分～	17 時 30 分	
	日勤 B	9 時 00 分～	18 時 00 分	
	遅出	9 時 30 分～	18 時 30 分	
	パート	8 時～14 時	13 時～19 時	

- 2 施設は、当該施設の職員によってサービス提供を行う。ただし、入所者の処遇に直接影響をおよぼさない業務については、この限りではない。
- 3 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(持ち込みの制限)

第 20 条 入所にあたり、以下の物は原則として持ち込みを禁止する。

刃物などの危険物、ペット、騒音、異臭などの共同生活上問題となる物。
又、大きな家具及び所持品の数量も制限する。

(面会)

第 21 条 面会時間は 午前 9 時～午後 7 時とする。

(外出・外泊)

第 22 条 外出・外泊をされる場合は、事前に申し出をしていただく。

(食事)

第 23 条 食事が不要な場合は、前日までに申し出をしていただく。前日までに申し出があった場合には重要事項説明書に定める「食事に係る自己負担額」は減免するものとする。

(施設・設備の使用上の注意)

第 24 条 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用していただく。

- (1) 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合にはご契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく等の措置を取る。
- (2) ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取るものとする。
- (3) 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動をさせてはならない。

(禁煙)

第 25 条 施設内の禁煙スペース以外での喫煙をさせてはならない。

第 5 章 緊急時における対応方法

(緊急時の対応)

第 26 条 施設は、入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関 延岡市医師会病院等への連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第 27 条 入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに講じるものとする。

第 6 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 28 条 非常災害に備えて避難、救出その他必要な訓練を年 1 回実施する。

第7章 虐待防止に関する事項

（虐待防止に関する事項）

第29条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 逆値を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する者とする。

第8章 その他の運営に関する重要事項

（定員の遵守）

第30条 施設は、入所定員及び居室の定員を越えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

（衛生管理等）

第31条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を行う。

（協力病院等）

第32条 施設は、入院治療を必要とする入所者のために、延岡市医師会病院等を協力病院とする。

（秘密保持等）

第33条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

（苦情処理）

第34条 施設は、サービスの提供に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

苦情受付窓口及び担当者 特別養護老人ホームきたがわ荘介護主任

苦情受付時間 午前9時 ～ 午後5時

2 施設は、サービスの提供に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

(地域等との連携)

第35条 施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程の一部を改定し、平成15年4月1日より施行する。

この規程の一部を改定し、平成17年10月1日より施行する。

この規程の一部を改定し、平成18年4月1日より施行する。

この規程の一部を改定し、平成19年3月31日より施行する。

この規程の一部を改定し、平成21年4月1日より施行する。

この規程の一部を改定し、平成23年12月13日より施行する。

この規程の一部を改定し、平成24年4月1日より施行する。

この規程の一部を改定し、平成25年12月13日より施行する。

この規程の一部を改定し、平成26年4月1日より施行する。

この規程の一部を改定し、平成27年4月1日より施行する。

この規程の一部を改定し、平成27年8月1日より施行する。

この規程の一部を改定し、平成27年9月1日より施行する。

この規程の一部を改定し、平成27年11月1日より施行する。

この規程の一部を改定し、平成28年2月1日より施行する。

この規程の一部を改定し、平成29年4月1日より施行する。

この規程の一部を改定し、平成30年4月1日より施行する。

この規程の一部を改定し、平成30年9月1日より施行する。

この規程の一部を改定し、令和元年5月1日より施行する。

この規程の一部を改定し、令和元年9月1日より施行する。

この規程の一部を改定し、令和元年10月1日より施行する。

この規程の一部を改定し、令和2年4月1日より施行する。

この規程の一部を改定し、令和3年4月1日より施行する。

この規程の一部を改定し、令和3年8月1日より施行する。

この規程の一部を改定し、令和3年12月16日より施行する。

この規程の一部を改定し、令和4年10月1日より施行する。

この規程の一部を改定し、令和5年2月1日より施行する。

この規程の一部を改定し、令和5年4月1日より施行する。

この規程の一部を改定し、令和6年4月1日より施行する。

この規程の一部を改定し、令和6年8月1日より施行する。

この規程の一部を改定し、令和7年5月1日より施行する。

別表

(長期入所者) サービス利用料金表 令和7年5月1日現在

〈多床室の1割負担者〉

単位：円

1.ご契約者の要介護度とサービス利用料金		要介護度1		要介護度 2		要介護度 3		要介護度4		要介護度5	
		5,890		6,590		7,320		8,020		8,710	
2.介護サービス費負担額		589		659		732		802		871	
3.サービス提供体制加算Ⅱ		18									
4.看護体制加算（Ⅰ）口		4									
5.看護体制加算（Ⅱ）口		8									
6.介護職員等処遇改善加算		87		96		107		116		126	
7.居室に係る自己負担額		第1段階	0	第2段階	430	第3段階①	430	第3段階②	430	第4段階	915
8.食費に係る自己負担額		第1段階	300	第2段階	390	第3段階①	650	第3段階②	1,360	第4段階	1,445
自己負担合計		(2 +3+ 4 + 5 + 6 + 7 + 8)									
所得段階別 自己負担額	第1段階	1,006		1,085		1,161		1,248		1,327	
	第2段階	1,526		1,605		1,689		1,768		1,847	
	第3段階①	1,786		1865		1,949		2,028		2,107	
	第3段階②	2,496		2,479		2,659		2,738		2,817	
	第4段階	3,066		3145		3,229		3,308		3,387	

〈従来型個室の1割負担者〉

単位：円

1.ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1		要介護度2		要介護度3		要介護度4		要介護度5		
	5,890		6,590		7,320		8,020		8,710		
2.介護サービス費負担額	589		659		732		802		871		
3.サービス提供体制加算Ⅱ	18										
4.看護体制加算（Ⅰ）口	4										
5.看護体制加算（Ⅱ）口	8										
6.介護職員等処遇改善加算	87		96		107		116		126		
7.居室に係る自己負担額	第1段階	380	第2段階	480	第3段階①	880	第3段階②	880	第4段階	1231	
8.食費に係る自己負担額	第1段階	300	第2段階	390	第3段階①	650	第3段階②	1,360	第4段階	1,445	
自己負担合計		(2+3+4+5+6+7+8)									
所得段階別 自己負担額	第1段階	1,386		1,465		1,541		1,628		1,707	
	第2段階	1,576		1,655		1,739		1,818		1,897	
	第3段階①	2,236		2315		2,399		2,478		2,557	
	第3段階②	2,946		2,929		3,109		3,188		3,267	
	第4段階	3,382		3461		3,545		3,624		3,703	

別表

(長期入所者) サービス利用料金表 令和7年5月1日現在

〈多床室の2割負担者〉

単位：円

1.ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1		要介護度2		要介護度3		要介護度4		要介護度5	
	5,890		6,590		7,320		8,020		8,710	
2.介護サービス費負担額	1,178		1,318		1,464		1,604		1,742	
3.サービス提供体制加算Ⅱ	36									
4.看護体制加算（Ⅰ）口	8									
5.看護体制加算（Ⅱ）口	16									
6.介護職員等処遇改善加算	173		193		213		233		252	
7.居室に係る自己負担額	第1段階	0	第2段階	430	第3段階①	430	第3段階②	430	第4段階	915
8.食費に係る自己負担額	第1段階	300	第2段階	390	第3段階①	650	第3段階②	1,360	第4段階	1,445
自己負担合計		(2 + 3 + 4 + 5 + 6 + 7 + 8)								
所得段階別 自己負担額	第1段階	1,711		1,871		2,021		2,197		2,354
	第2段階	2,231		2,391		2,557		2,717		2,874
	第3段階①	2,491		2,651		2,817		2,977		3,134
	第3段階②	3,201		3,168		3,527		3,687		3,844
	第4段階	3,771		3,931		4,097		4,257		4,414

〈従来型個室の2割負担者〉

単位：円

1.ご契約者の要介護度とサービス利用料金		要介護度1		要介護度 2		要介護度 3		要介護度4		要介護度5	
		5,890		6,590		7,320		8,020		8,710	
2.介護サービス費負担額		1,178		1,318		1,464		1,604		1,742	
3.サービス提供体制加算Ⅱ		36									
4.看護体制加算（Ⅰ）口		8									
5.看護体制加算（Ⅱ）口		16									
6.介護職員等処遇改善加算		173		193		213		233		252	
7.居室に係る自己負担額		第1段階	380	第2段階	480	第3段階①	880	第3段階②	880	第4段階	1231
8.食費に係る自己負担額		第1段階	300	第2段階	390	第3段階①	650	第3段階②	1,360	第4段階	1,445
自己負担合計		(2 + 3 + 4 + 5 + 6 + 7 + 8)									
所得段階別 自己負担額	第1段階	2,091		2,251		2,401		2,577		2,734	
	第2段階	2,281		2,441		2,607		2,767		2,924	
	第3段階①	2,941		3101		3,267		3,427		3,584	
	第3段階②	3,651		3,618		3,977		4,137		4,294	
	第4段階	4,087		4247		4,413		4,573		4,730	

別表

(長期入所者) サービス利用料金表

令和7年5月1日現在

〈多床室の3割負担者〉

単位：円

1.ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1		要介護度 2		要介護度 3		要介護度4		要介護度5		
	5,890		6,590		7,320		8,020		8,710		
2.介護サービス費負担額	1,767		1,977		2,196		2,406		2,613		
3.サービス提供体制加算Ⅱ	54										
4.看護体制加算（Ⅰ）口	12										
5.看護体制加算（Ⅱ）口	24										
6.介護職員等処遇改善加算	260		289		320		349		378		
7.居室に係る自己負担額	第1段階	0	第2段階	430	第3段階①	430	第3段階②	430	第4段階	915	
8.食費に係る自己負担額	第1段階	300	第2段階	390	第3段階①	650	第3段階②	1,360	第4段階	1,445	
自己負担合計		(2 + 3 + 4 + 5 + 6 + 7 + 8)									
所得段階別 自己負担額	第1段階	2,417		2,656		2,882		3,145		3,381	
	第2段階	2,937		3,176		3,426		3,665		3,901	
	第3段階①	3,197		3436		3,686		3,925		4,161	
	第3段階②	3,907		3,857		4,396		4,635		4,871	
	第4段階	4,477		4716		4,966		5,205		5,441	

〈従来型個室の3割負担者〉

単位：円

1.ご契約者の要介護度とサービス利用料金		要介護度1		要介護度 2		要介護度 3		要介護度4		要介護度5	
		5,890		6,590		7,320		8,020		8,710	
2.介護サービス費負担額		1,767		1,977		2,196		2,406		2,613	
3.サービス提供体制加算Ⅱ		54									
4.看護体制加算（Ⅰ）口		12									
5.看護体制加算（Ⅱ）口		24									
6.介護職員等処遇改善加算		260		289		320		349		378	
7.居室に係る自己負担額		第1段階	380	第2段階	480	第3段階①	880	第3段階②	880	第4段階	1,231
8.食費に係る自己負担額		第1段階	300	第2段階	390	第3段階①	650	第3段階②	1,360	第4段階	1,445
自己負担合計		(2 + 3 + 4 + 5 + 6 + 7 + 8)									
所得段階別 自己負担額	第1段階	2,797		3,036		3,262		3,525		3,761	
	第2段階	2,987		3,226		3,476		3,715		3,951	
	第3段階①	3,647		3886		4,136		4,375		4,611	
	第3段階②	4,357		4,307		4,846		5,085		5,321	
	第4段階	4,793		5032		5,282		5,521		5,757	

